

## 令和元年度（平成 31 年度） 監査・検査等の実施状況

### （１）例月出納検査

会計管理者、公営企業管理者の保管する現金について、毎月 1 回（26 日）出納検査を実施。

### （２）定期監査

各課に定期監査調書の提出・説明を求め、4 月～11 月までの財務に関する事務の執行、町の経営に係る事業の管理についての監査を実施。

実施期間：1 月 16 日～1 月 27 日

### （３）随時監査

実施日	対象課	監 査 事 項
12 月 18 日～ 2 月 3 日	健康増進課	旧土庄中央病院の非常用発電装置の処分に関する ことについて

### （４）決算審査等

実施日	審査件数	審 査 内 容
8 月 2 日 8 月 5 日 8 月 6 日 8 月 19 日	16 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算審査（一般会計、特別会計、大部財産区特別会計）</li> <li>・基金運用状況審査</li> <li>・財政健全化審査</li> </ul>

### （５）住民監査請求に基づく監査

請求日	請 求 内 容	結 果
6 月 27 日	一般廃棄物処理施設用地の土地について、土庄町土地開発公社に先行取得の依頼をしたが、関係法令に規定する知事の許可がえられることの調査や確認を怠り、違法な先行取得の依頼をしたことに関し、売買代金相当額及び利息相当額その他の損害の賠償を求めるほか、必要な措置をとるよう町長に勧告することを求める請求。	却 下
9 月 20 日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、一切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したことは「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金相当額の損害を与えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、その他損害の賠償を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町長に勧告することを求める請求。	却 下

11月14日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、職員が窃取し、一切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したことは「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金相当額の損害を与えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、その他損害の賠償を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町長に勧告することを求める請求。	却下
12月26日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、職員が窃取し、一切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したことは「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金相当額の損害を与えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、その他損害の賠償を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町長に勧告することを求める請求。(事実証明書の追加)	却下
2月10日	旧土庄中央病院の不要になった非常用発電装置の処分について、職員が窃取し、一切の書類を残さず、無償で何者かに引き渡したことは「財産の管理を怠る事実」に該当し、町に当該装置の売却代金相当額の損害を与えた。本件売却代金相当額及び当該利息相当額、その他損害の賠償を求めるほか、その他の必要な措置をとるよう町長に勧告することを求める請求。(仮に財産の処分であっても、秘密裡にされていたので1年制限には正当な理由がある)	却下